

仕事を通じて地元のために役立ちたい

植松 希里子 さん



うえまつ きりこさん / 平成6年6月生まれ / JAつべつ勤務 / 共和在住

青春

くろーずあっぷ

「JAつべつに勤めてもうすぐ2年目を迎える植松希里子さん。生まれも育ちも津別町で、「仕事を通じて生まれ育った町のために役立ちたい」との思いから、津別高等学校卒業後の就職先として、地元農協を志望したそうです。

職場では貯蓄共済課に所属しJAバンクの業務を担当。主に窓口業務にあたり、「お客さんに直接対応する仕事なので、常に正確な情報をお伝えすること、長くお待ちしないようにスムーズ

な手続きを心がけています」と、仕事への取り組みを話します。金融機関という間違いが許されない厳しい職場ですが、優しい先輩や上司の方に見守られ、より信頼される職員として日々成長しているようです。

小・中・高校とソフトテニスに打ち込んでいた植松さん。休みの日にはかつての同級生たちと会って近況を報告しあうなど、ひととき学生気分に戻ってリフレッシュしているとか。

温故知新

【431】

民生委員・児童委員として23年

藤田 玲子 さん



ふじた れいこさん / 昭和15年6月、津別町生まれ / 73歳 / 共和在住

「地域の方々や家族の協力があったので、なんとか続けることができました」と話す藤田玲子さんは、平成3年から昨年まで、23年間にわたり本岐地区担当の民生委員・児童委員を務められました。

津別で生まれ、数年を除いて本岐で過ごしてきた藤田さんが民生委員・児童委員の委嘱を受けたのは50歳のとき。当初は固辞していましたが、事務局からの「弱い立場の人の味方になってください」という言葉に、微力ながらも慣れ親しんだ地域の

役に立てればと思ひ、決心されたそうです。

2人のお子さんは既に成人しており、ご主人の博さんが快く賛成してくれたことも後押しになりました。「運転免許を持つていなかった私の代わりに、夫が車を運転して訪問先まで連れて行ってくれました」と、藤田さんは感謝の言葉を口にします。まさに夫婦二人三脚での委員活動だったようです。

住民と行政の橋渡し役として、困っている人の話を聞き、適切な助言をするのが民生委員・児童委員の役目。特に気にかけていたのはひとり暮らしのお年寄りで、ふと気になって立ち寄り、一人で食事ができない状態だったり、入院の手配が必要だったり、様々なことがあったそうです。「民生委員として活動する中で、色々と聞き出すより、黙って相手の話に耳を傾けることが大切だと思いました。お手伝いしたことが笑顔で感謝されたときは、何より嬉しいですね。」
現在は週に2日ほど、保育園で一時保育の手伝いをしているという藤田さん。「子どもが大好きなので、生活に張りがあります。帰宅してから夫にその日の出来事を話すことが、日課になっています」と、笑います。

健康いきいき

地域で高齢者を支えよう

高齢者虐待の防止

介護保険制度が普及する中、高齢者に対する虐待が社会的な問題となり、平成18年に「高齢者虐待防止法」が施行されました。高齢者に対する虐待は、介護者が病気や介護疲れにより身体的・精神的問題を抱えてしまった場合や、家庭の問題で家族関係が不安定になったり社会的に孤立してしまったりした場合など、複雑な要素が重なり発生しています。

高齢者虐待とは

- ① 身体的虐待（たたく、蹴るなど）
- ② 心理的虐待（怒鳴る、無視するなど）
- ③ 介護世話の放棄・放任（食事を与えない、必要な介護を受けさせないなど）
- ④ 経済的虐待（年金を無断で使う、了解なしに財産を処分するなど）
- ⑤ 性的虐待（本人が嫌がる性的行為、失禁した罰に裸で放置するなど）を、高齢者虐待と位置付けています。

『高齢者虐待防止ネットワーク』が設置されています

町では、介護サービス事業者

や医療機関、民生委員・児童委員協議会、自治会などと協力して高齢者の虐待防止、虐待を受けた高齢者の保護やその家族を支援するため、「津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を平成19年12月に設置しました。この会議では、虐待を未然に防いだり、虐待事例が発生した際の早期発見・対応のシステムづくりをおこなっています。

地域で高齢者を支えよう

虐待の防止や早期発見のためには、地域の皆様の協力が不可欠です。皆様の周りで「おや？最近なんだか様子がおかしいな？」と思うことはございませんか？ 隣近所のちょっとした気づきかけになります。

また、介護で悩んでいる方はいませんか？ 小さな小さなことでも一人で悩まずご相談ください。

相談窓口
地域包括支援センター（役場内）
☎76-2158

暮らしを支える

税

原動機付自転車や軽自動車等の名義変更はお済みですか

原動機付自転車や軽自動車等の名義変更や廃車の手続きはお済みでしょうか。

軽自動車税は、その年の4月1日現在で所有している方が納めることになっています。原動機付自転車や軽自動車等を譲られて所有者（使用者）が変わっているけれども、まだ手続きをしていない方、もう使用しない原動機付自転車や軽自動車等を所有している方は、そのままにしておくと今年も課税になります。このような方は、名義変更や廃車の手続きが必要になります。

手続き先は、原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター等）は役場税務担当で、軽自動車は軽自動車協会（北見市）で、小型一輪は北見陸運事務所です。詳しくは、役場税務担当までお問い合わせください。

町税の未納はありませんか

町税を未納のまま放置しておく、本税の他に延滞金がかかります。未納の税金がないかお確かめのうえ、未納分は早急に納付願います。また、納付が困難な場合は、放置せず収納担当までご相談ください。